

広島県告示第三百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成十年広島県告示第八百三十二号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十四年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業（広島平和記念都市建設事業）三・三・三二一号比治山東雲線

三 事業施行期間

平成十年八月十三日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

なし